

岩手県告示第 1088 号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 1 号）附則第 2 条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり行う。

平成 18 年 11 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学説試験	平成 19 年 2 月 7 日 9 時から	盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁
実地試験	平成 19 年 2 月 8 日 9 時から	盛岡市内丸 19 番 1 号 岩手医科大学歯科技工専門学校

2 受験手続 受験願書を平成 19 年 1 月 5 日から同月 11 日までに岩手県保健福祉部医療国保課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県保健福祉部医療国保課に問い合わせること。